

日本学術会議 科学研究における健全性の向上に関する検討委員会
研究健全性問題検討分科会（第4回）議事要旨

日 時：平成26年10月14日（火）10：00－12：00

場 所：日本学術会議 6－A会議室（1）

議 題：1）文科省からの審議依頼に対する回答案について
2）その他

出席者：

小林良彰委員長、家泰弘副委員長、戸山芳昭幹事、三木浩一幹事、福田裕穂委員、依田照彦委員、岸本喜久雄委員、市川家國委員、川畑秀明委員（9名）

欠席者：

井野瀬久美恵委員、岡田清孝委員（2名）

オブザーバー：近藤潤文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課課長補佐

配布資料：

資料1 前回議事要旨（案）

資料2 「研究活動における不正行為への対応等に関する審議について（依頼）」（文部科学省科学技術・学術政策局長）

資料3 文科省からの審議依頼に対する回答案

参考資料1 分科会委員名簿

参考資料2 学術フォーラム企画書

議事概要：

- （1）小林委員長から、資料2に基づいて本分科会の審議事項（文部科学省から日本学術会議への審議依頼等）についての趣旨説明が行われた。
- （2）前回までの議論を踏まえ、資料3に基づいて文部科学省からの審議依頼に対する回答案にかかる審議を行った。各審議項目ごとに担当委員の原案を検討した。今回の議論を踏まえて、次回までに各担当委員が担当部分を改訂することとした。
- （3）前回議事要旨の確認（案）が原案（資料1）通り了承された。

議題1）文科省からの審議依頼に対する回答案について

文部科学省からの審議依頼内容の趣旨説明

小林委員長から、資料2に基づいて本分科会の審議事項（文部科学省から日本学術会議への審議依頼等）について趣旨説明が行われた。

日本学術会議から文部科学省への回答の位置付けと取り扱いの確認

つづいて日本学術会議から文部科学省への回答の位置付けと取り扱いについて、近藤潤文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課課長補佐陪席のもと、確認が行われた。

本委員会第4回の審議内容

本委員会第4回においては、資料3に基づいて文部科学省からの審議依頼に対する回答案にかかる審議を行った。具体的には、各審議項目ごとに担当委員の原案を検討した。また、今回の議論を踏まえて、次回までに各担当委員が担当部分を改訂することとした。

主な議論は次の通り。

実験データ等の保存の期間及び方法」にかかる議論（文部科学省審議項目 1） （担当：家副委員長、福田委員、岡田委員、岸本委員）

【データ保存の目的】

○何のための保存なのか、「保存の目的」について書き込む必要があるのではないかと。2つの観点があり、1つは個人を守るため、もう1つは組織防衛のためで、そのために一定の保存が求められることを記載する必要があるのではないかと。ここで、「規程に違反したら罰するため」ではなく「個人や組織を守るため」に保存するという点も重要となる。

【規程の適用範囲となる研究】

○規程の適用範囲として、「公的な資金によって実施された研究」を考えると、資金の出所（公的資金かどうか）と、研究場所（大学を含めて公的なものかどうか）の2つの軸があり、少なくともいずれか1つでも公的なものである以上、適用範囲となると思われる。

【保存する期間（年数）について】

○保存年数については、本日の原案では保存対象ごとにコストを鑑みて、導き出している。この他にも、「分野による違い」も鑑みる必要があるのではないかと。

○保存年数について考える際に、コストは大切な要素である。コストを考える際には、保存の目的が、「倫理」だけか、これに「データの有効利用」が加わるかによって、かけられるコストが変化するだろう。

○保存年数を、資料（デジタルデータ）と資料（アナログ資料）について、それぞれ10年というのは合意できるだろう。試料（劣化するもの、保存に特別な措置を要するもの）については分野の違い等を考慮に入れないとならない。

○臨床医学・生物学関係では、論文になったものについては5年程度保存はできるだろう。しかし、上手くいかなかったものまで保存するとなると、コストも膨大であり難しい。

○例えばFDA（Food and Drug Administration）では、保存年数は7年とされている。日本における基準を考える際には、日本の研究者に不利にならないようにしないといけない。

○試料（劣化するもの、保存に特別な措置を要するもの）の保存年数については、「概ね3から5年をめやすとして」などとし、3年から5年であっても保存できないものが存在するということを示せば、生物学関係でも対応はできるのではないかと。

【PI、研究機関の管理責任】

○研究者は移動が多い。これにどのように対応するか。

○研究データの帰属、所有権は誰にあるのかという大問題につながる。

- 研究データの帰属は、科研費の場合は、個人に帰属する。運営交付金の場合は研究機関に帰属する。必ずしもデータの帰属を規程で決めることはできない。
- PI（研究室主催者）が集約することになるのではないか。少なくとも PI が「バックアップを持つ」ということとし、「研究者個人」というカテゴリーは不要かもしれない。
- PD のデータのバックアップも PI が持つということになると、保存が大変である。紙媒体は不可能に近いのではないか。電子データに限定しても保存は大変なのではないか。
- 研究者が退職した際は、データは所属機関が保管するのか。
- ふつうは研究室はカラの状態にするのではないか。
- 論文に出たものだけならば、保存できるかもしれないが。
- 研究者が退職した際の対応については、各研究機関が規程を作成する際に考慮する点を示すことでこの部分は良いかもしれない。
- 考慮する点に留まってしまうと、それぞれの研究機関において同じ議論を繰り返すことになってしまうので、何らかについて言わざるを得ないのではないか。
- 「研究データ等は PI に集約できるようにする」「研究機関の長は個人の環境作りを行う。あわせて研究機関の長は、移動の時に備えた体制を整える必要がある」といったことか。
- 研究機関の責任は、「PI に研究データ等を集約させ、そのための指導を行うこと」か。
- PI がそもそも研究データ等の管理をしていないので、データ管理をするように研究機関がきちんと指導する仕組みが必要である。

【別途の検討が必要な場合】

- 倫理上の配慮や知的財産権等の観点により他に既に法令等で規程されているものについては、それらの国等の法令等に従う必要がある。そのため、本日の原案にあるように、「それぞれ別途の検討が必要となる」とするのが良いと思われる。

【小括（実験データ等の保存にかかる審議）】

- 適用範囲については、資金の出所（公的資金かどうか）と、研究場所（大学を含めて公的なものかどうか）が判断の軸となる。少なくともいずれか 1 つでも公的なものである研究データ等の場合は、適用範囲となる。
- 保存する期間（年数）については、資料（デジタルデータ）、資料（アナログ資料）、試料（劣化しないもの）について、それぞれ 10 年とする。試料（劣化するもの、保存に特別な措置を要するもの）については、「概ね 3 から 5 年をめやすとして」などとし、3 年から 5 年であっても保存できないものが存在するということを示す。
- PI、研究機関の管理責任を明確にする。研究データ等は PI に集約できるようにする。研究機関の長は、PI に研究データ等を集約させ（バックアップも含む）、そのための指導を行う。さらに、個人の環境作りを行う。あわせて研究機関の長は、移動の時に備えた体制を整える。

特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサーシップの在り方等）」にかける議論（文部科学省審議項目3）（担当：小林委員長）

【二重投稿】

- 原著論文に関して二重投稿は不正行為とする。博士論文に既発表のものが含まれることは不正行為ではない。
- 二重投稿の定義にある「重複する研究成果」は、分野の違いを考慮すると、「コミュニティの合意に基づく」と記載した方が良いのではないか。

【オーサーシップ】

- 原案では、国際医学雑誌編集者委員会 ICMJE のオーサーシップにかける取り扱いを参考とし、①構想と研究デザイン、もしくはデータ取得、またはデータの解析と解釈に対する実質的貢献、②論文の起草、または重要な知的内容に対する決定的改訂、③掲載されることになる版の最終承認、の三要件を全て満たすこととしている。また、当該研究に関わった者の中で上記の条件を全て満たすことがない者については、謝辞に記載すべきとしている。
- 三要件のうち、「②論文の起草、または重要な知的内容に対する決定的改訂」の記載を調整することにより、三要件を満たす場合にオーサーシップがあると整理することは可能だろう。起草以前のディスカッションに関与することを含め、そのために、「決定的改訂」の表現を工夫する必要があるのではないか。
- その場合、資金を獲得してきた者も②に当たるのか。
- 分野によっては当てはまるのではないか。それが論文に関して重要なコントリビューションであると考えられる分野においては、そう解釈する。そのため、研究実施にあたり、当事者同士であらかじめよく話し合っておくことが必要となる。
- 例えば『Nature』ではオーサーの役割分担について、論文の末尾に記されており、資金提供・施設提供・執筆といった貢献の違いがわかる。こうした工夫の仕方もあり得る。
- 役割分担の記載の習慣がない分野も多い。またオーサーの役割分担について記載されていても、論文の内容にかかわるコントリビューションにとどまっているなど、役割分担でわかることは雑誌によって異なる。
- 欧米のように謝辞に記すことの意味を認め結果的にオーサーではなく謝辞とする人を増やす方向とする方法の他、オーサーの役割分担を明確にするという方法も記載した方が良いのではないか。
- 文部科学省の研究業績の考え方の問題がある。特に異分野が競合する競争的資金のような場合に、こうした事情を考慮しないと、特定の分野の業績が多くなり、有利に働くということになってしまう。

研究倫理教育に関する参照基準にかける議論（文部科学省審議項目4）（担当：川畑委員）

- 案の表1「研究倫理教育プログラムの内容を整理したもの」については、事態が変化している。CITIもある。あまり意識せずに、取りまとめ頂いて良いのではないか。

各大学の研究不正対応に関する規程のモデルにかかる議論（文部科学省審議項目5）（担当：依田委員）

- 回答として示す場合には、難しいところもあると思うが、私立大学・国公立大学などと分けずに、1つのモデルを示すのが良いのではないか。
- 検討頂いた大学の例の、良いところを集めてまとめるので良いだろう。
- 東京工業大学のように、処理規程（予備調査の期間、本調査の期間など）が重要だろう。
- 早稲田大学のように、問題が生じる以前の、誓約書の提出や研修の受講といった記載も必要だろう。

全般にかかる議論

- ここでの議論は、「めやす」を示すに過ぎない。回答を作成するに当たっては、この趣旨を生かした言葉づかいにすると良いのではないか。例えば、「義務付ける」とするよりは、「推奨する」という方が適切であろう。仮に義務付けるとすると、反した場合の処罰を記載する必要が出てくる。

議題2）その他

前回議事要旨の確認（案）

前回議事要旨の確認（案）が原案（資料1）通り了承された。

第23期における本分科会の役員について

本分科会は、日本学術会議の第22期（2014年9月まで）から第23期（2014年10月から）にかけて、いわば期をまたいで設置されている。また、分科会委員については、第22期と同じ委員が、改めて第23期（2014年10月）になってから再任された。これを受けて、第23期における本分科会の役員について検討した。その結果、本分科会の役員はこれまで通りとし、小林委員長、家委員長、戸山幹事、三木幹事とすることが、分科会委員により合意された。

次回以降の開催について

小林委員長より、本年中に2回程度をめどに開催する予定であることが伝えられた。なお、具体的な日程については、後日メールで連絡することとした。

- 閉会 -

（以上）